東京学芸大学放射性同位元素等取扱要領の一部改正について

改正理由：放射線障害の防止に関する法令改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（趣旨） 1　放射性同位元素等の取扱いについては，東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第９号。以下「規程」という。）及び東京学芸大学放射線障害予防規程運用内規（平成16年7月13日制定。以下「内規」という。）に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。 〔省略〕 （立入り及び退出） 3　ＲＩ実験施設に立ち入るとき，及びＲＩ実験施設から退出するときは，次の各号によるものとする。 (1) 業務従事者は，入退出管理システムに登録されている磁気カード（以下「磁気カード」という。）を使用すること。 (2) 一時立入者は，別に定める様式１「東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設一時立入記録」に所定の事項を記入すること。 (3) 磁気カードの使用を希望するものは，施設長に交付を申請すること。磁気カードは，複製または他人への貸与はしないこと。他人の磁気カードは使用しないこと。転出（学生においては卒業，修了）の際は施設長に返却すること。学生の磁気カードの申請及び返却は，指導教員が責任を持つこと。 (4) 業務従事者及び一時立入者は，取扱主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示及び施設の保安を確保するための指示に従うこと。 （放射性同位元素等の受入・払出に係る手続き及び記録） 4　放射性同位元素等の受入・払出に係る手続きについては，別に定める。 （放射性同位元素等の使用等の記録） 5　放射性同位元素等を使用，運搬又は廃棄したときは，ＲＩ取扱管理システムにより，記録すること。 5の２　放射性同位元素等を所外へ運搬する際は，放射性同位元素等の受入・払出に係る手続きに規定する様式４「放射性同位元素等所外運搬記録」に記録して，施設長に提出する。	（趣旨） 1　放射性同位元素等の取扱いについては，東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第５号。以下「規程」という。）及び東京学芸大学放射線障害予防規程運用内規（平成16年7月13日制定。以下「内規」という。）に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。 〔省略〕 （立入り及び退出） 3　ＲＩ実験施設に立ち入るとき，及びＲＩ実験施設から退出するときは，次の各号によるものとする。 (1) 業務従事者は，入退出管理システムに登録されている磁気カード（以下「磁気カード」という。）を使用すること。 (2) 一時立入者は，別に定める様式１「東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設一時立入記録」に所定の事項を記入すること。 (3) 磁気カードの使用を希望するものは、ＲＩ実験施設長に交付を申請すること。磁気カードは、複製または他人への貸与はしないこと。他人の磁気カードは使用しないこと。転出（学生においては卒業、修了）の際はＲＩ実験施設長に返却すること。学生の磁気カードの申請及び返却は、指導教員が責任を持つこと。 （放射性同位元素の受入・払出に係る手続き及び記録） 4　放射性同位元素の受入・払出に係る手続きについては，別に定める。 （放射性同位元素の使用等の記録） 5　放射性同位元素を使用，運搬又は廃棄したときは，ＲＩ取扱管理システムにより，記録すること。

（放射性同位元素等の保管記録と貯蔵室の在庫との照合） ６ 放射性同位元素等の管理を確実にし，管理下にない線源の存在や線源の所在不明等の発生を防ぐため，次の各号に基づき，保管記録と貯蔵室の在庫との照合を定期的に実施すること。	（放射性同位元素の保管記録と貯蔵室の在庫との照合） ６ 放射性同位元素の管理を確実にし，管理下にない線源の存在や線源の所在不明等の発生を防ぐため，次の各号に基づき，保管記録と貯蔵室の在庫との照合を定期的に実施すること。
（個人被ばく線量計の着用） ７ ＲＩ実験施設内では，個人被ばく線量計（熱ルミネッセンス線量計）又はポケット線量計を所定の部位に着用し，ポケット線量計を使用した場合は，使用の都度その線量を別に定める様式２「管理区域立入者被ばく線量測定記録」に記入すること。	（個人被ばく線量計の着用） ７ ＲＩ実験施設内では，個人被ばく線量計（熱ルミネッセンス線量計）又はポケット線量計を所定の部位に着用し，ポケット線量計を使用した場合は，使用の都度その線量を別に定める管理区域立入者被ばく線量測定記録に記入すること。
（専用衣服等の着用） ８ 密封されていない放射性同位元素等を取り扱う場合は，専用の衣服等（以下「専用衣服等」という。）を着用すること。 ８の２　専用衣服等とは，黄衣，専用スリッパ，ゴム手袋，保護メガネ，その他必要な保護具をいう。 ８の３　専用衣服等を着用したまま管理区域外へ出ないこと。	（専用衣服等の着用） ８ 密封されていない放射性同位元素を取り扱う場合は，専用の衣服等を着用すること。
（飲食，喫煙，化粧，点眼等の禁止） ９ 管理区域内では，内部被ばくを防止するために，飲食，喫煙，化粧，点眼等の放射性物質を体内に摂取するおそれのある行為をしないこと。 ９の２　放射性物質を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは，直ちに安全管理責任者及び取扱主任者に連絡し，その指示に従うこと。	（飲食，喫煙等の禁止） ９ 管理区域内では，飲食，喫煙，化粧等放射性物質を体内に摂取するおそれのある行為をしないこと。
〔省略〕	〔省略〕
（単独作業の禁止） １１ 経験の少ない者は，単独で作業をしないこと。	（単独作業の禁止） １１ 経験の少ない者は，単独で作業をしないこと。
（使用） １２　放射性同位元素等を使用する場合，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 原則として，ゴム手袋を使用すること。 (2) 作業台等は，ビニールシート，ポリエチレンろ紙等で表面を被覆すること。 (3) 原則として，ポリエチレンろ紙等で表面被覆したバット内で取り扱うこと。 (4) 空気中に飛散するおそれのある放射性同位元素等は，フード又はグローブボックス内で取り扱うこと。 (5) 身体，専用衣服等，器具等の汚染の有無を随時検査し，汚染を発見したとき	

は，直ちに汚染の除去，廃棄等の処置をとること。 (6) 誤って人体及びＲＩ実験施設に大量の汚染が生じ，又は生じるおそれのあるときは，直ちに取扱主任者へ連絡するとともに，応急の処置をとること。 (7) ＲＩ実験施設内での放射性物質の受け渡しは，確実に行い，その所在を明確にしておくこと。	
（身体等の汚染の検査） １３ ＲＩ実験施設から退出しようとするときは，身体各部，専用衣服等の汚染の有無を検査し，そのおそれがないことを確認すること。 １３の２　汚染が検出された場合は，安全管理責任者及び取扱主任者に連絡して指示に従うとともに，直ちに除染，汚染原因の特定，汚染状況の保全及び汚染拡大防止のための措置をとること。	（身体等の汚染の検査） １２ ＲＩ実験施設から退出しようとするときは，身体各部，衣服等の汚染の有無を検査し，そのおそれがないことを確認すること。
（物品の汚染の検査） １４ ＲＩ実験施設から物品を搬出しようとするときは，汚染の有無を検査し，そのおそれがないことを確認すること。	（物品の汚染の検査） １３ ＲＩ実験施設から物品を搬出しようとするときは，汚染の有無を検査し，そのおそれがないことを確認すること。
（地震等の災害時における措置） １５ 地震（震度５強以上）等の災害時における措置は，次の各号により行うものとする。 (1) 業務従事者は，地震発生直後に次の処置をすること。 ア 電源を遮断し，ガスの元栓を閉める。 イ 部屋の扉を開放し，退路を確保する。 ウ 安全な場所に避難する。 (2) 取扱主任者及び業務従事者は，地震がおさまった後に次の処置をすること。 ア けが人の有無，出火の有無及び放射線源の異常の有無を調査する。 イ 調査した結果を地震等災害発生時の連絡通報体制に従って報告する。 ウ 救急，初期消火，汚染拡大防止等の処置をとる。 (3) 施設長は，地震が発生した際に直ちに次の処置をすること。 ア 被害状況を総合的に把握し，汚染の拡大の防止と被ばく線量をできる限り少なくする措置をとる。 イ 被害状況を環境安全委員会及び ＲＩ実験施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告し，地震後の安全確保を行う。 (4) 火災発見者は，火災発見直後に次の処置をすること。 ア ＲＩ実験施設内に通報するとともに，地震等災害発生時の連絡通報体制に従って火災の発生を報告する。 イ 電源を遮断し，ガスの元栓を閉める。	（地震等の災害時における措置） １４ 地震（震度４以上）等の災害時における措置は，次の各号により行うものとする。 (1) 業務従事者は，地震発生直後に次の処置をすること。 ア 電源を遮断し，ガスの元栓を閉める。 イ 部屋の扉を開放し，退路を確保する。 ウ 安全な場所に避難する。 (2) 取扱主任者及び業務従事者は，地震がおさまった後に次の処置をすること。 ア けが人の有無，出火の有無及び放射線源の異常の有無を調査する。 イ 調査した結果を地震等災害発生時の連絡通報体制に従って報告する。 ウ 救急，初期消火，汚染拡大防止等の処置をとる。 (3) ＲＩ実験施設長は，地震が発生した際に直ちに次の処置をすること。 ア 被害状況を総合的に把握し，汚染の拡大の防止と被ばく線量をできる限り少なくする措置をとる。 イ 被害状況を安全委員会及び ＲＩ実験施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告し，地震後の安全確保を行う。 (4) 火災発見者は，火災発見直後に次の処置をすること。 ア ＲＩ実験施設内に通報するとともに，地震等災害発生時の連絡通報体制に従って火災の発生を報告する。 イ 電源を遮断し，ガスの元栓を閉める。

ウ 初期消火に努める。 (5) 取扱主任者は，火災が発生した際に直ちに次の処置をとること。 ア 現場に急行し，火災発見者から状況の報告を受ける。 イ 現場付近の線量当量率と汚染を測定する。 ウ 安全な場所での個人識別と汚染検査を行う。 エ 消防隊が出動した場合，消防隊に火災の状況，線量当量率と汚染の状況を知らせ，効果的な消火に協力する。 (6) 取扱主任者は，火災の鎮火後に次の処置をとること。 ア 消防隊員及び消火活動に従事した者の汚染検査と汚染除去を行い，被ばく線量を調べる。 イ 現場を立入禁止とし，必要な検査を行う。 (7) 施設長は，火災が発生した際に直ちに次の処置をとること。 ア 被害状況を総合的に把握し，汚染の拡大の防止と被ばく線量をできる限り少なくする措置をとる。 イ 被害状況を環境安全委員会及び運営委員会に報告し，火災後の安全確保を行う。 （放射線装置の取扱い） １６ 放射線装置の取扱いについては，この要領に準じて取り扱うものとする。 〔省略〕 様式２ 管理区域立入者被ばく線量測定記録 〔省略〕 〔省略〕 附 則 この要領は，平成31年４月１日から施行する。	ウ 初期消火に努める。 (5) 取扱主任者は，火災が発生した際に直ちに次の処置をとること。 ア 現場に急行し，火災発見者から状況の報告を受ける。 イ 現場付近の線量当量率と汚染を測定する。 ウ 安全な場所での個人識別と汚染検査を行う。 エ 消防隊が出動した場合，消防隊に火災の状況，線量当量率と汚染の状況を知らせ，効果的な消火に協力する。 (6) 取扱主任者は，火災の鎮火後に次の処置をとること。 ア 消防隊員及び消火活動に従事した者の汚染検査と汚染除去を行い，被ばく線量を調べる。 イ 現場を立入禁止とし，必要な検査を行う。 (7) ＲＩ実験施設長は，火災が発生した際に直ちに次の処置をとること。 ア 被害状況を総合的に把握し，汚染の拡大の防止と被ばく線量をできる限り少なくする措置をとる。 イ 被害状況を安全委員会及び運営委員会に報告し，火災後の安全確保を行う。 （放射線装置の取扱い） １５ 放射線装置の取扱いについては，この要領に準じて取り扱うものとする。 〔省略〕 様式７ 管理区域立入者被ばく線量測定記録 〔省略〕 〔省略〕